

厚生労働科学研究費補助金

分担研究報告書

フランスにおける移民労働者の労働安全衛生教育に関する調査報告

研究代表者 吉川直孝 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
研究代表者 和崎夏子 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・任期付き研究員
研究代表者 高橋明子 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
研究分担者 大幢勝利 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長代理

研究要旨

本研究は、フランスにおける移民労働者の労働安全衛生教育の実態を明らかにすることを目的とする。フランスでは、労働安全衛生に関する法的枠組みが整備されており、企業には従業員への安全衛生教育の提供が義務付けられている。しかし、移民労働者の多くは、言語や文化の壁、雇用形態の違いなどにより、十分な教育を受ける機会が制限されている。本研究では、フランスの労働法、移民政策、及び労働安全衛生教育に関する制度を分析するとともに、移民労働者の安全衛生教育の実態について調査を行った。

調査の結果、フランスの労働法典では雇用主に対し、従業員への安全衛生教育を義務付ける規定があり、特に有期雇用契約者や危険作業に従事する者には強化された訓練が求められている。また、INRS（フランス国立労働安全衛生研究所）をはじめとする専門機関が、企業や労働者向けに各種の研修プログラムを提供していることが確認された。一方で、移民労働者の受講率の低さや、言語の壁が安全教育の理解度に影響を与えている点が課題として浮かび上がった。

フランスの施策は「フランス語の習得を求める」という意味で、アメリカ、EU等と一線を画す。特に、フランス語が一定程度話すことができなければ建設現場に入れることも許可されないという「モリエール条項」は、我が国にはない思い切った施策である。ただし、フランスでは RIC プログラムによる無料の言語トレーニングが、かなりの時間数提供されていることが特徴である。

1. 研究目的

本分担研究では、フランスの移民労働者に対する労働安全衛生教育の実態を調査し分析することを目的とする。

2. 研究方法

本分担研究では、フランスの行政機関等の公的資料やホームページを調査し、必要に応じてその他の情報源から有用なデータを収集する方法で調査した。

3. 研究結果及び考察

3-1. フランス労働法における訓練の義務

フランスでは、他国と同様に、雇用主は従業員を安全衛生上の危険から保護するための措置を講じることが義務づけられている（フランス労働法典 L.4121-1 条以降）。フランスでは従業員を雇用する企業が最初に講じるべき措置は、リスクプロファイリングを実施し、特定されたすべての職業上のリスクとそのようなリスクの発生を防止するための安全対策を記載したリスク・アセスメント文書（「DUREP」と呼ばれる）を作成することである。フランス労働法 L.4121-3-1 条によると、リスクプロファイリングに関連する義務は従業員数によって異なる。50 人以上の従業員を雇用する企業は、職業上のリスクを防止し、労働条件を改善するための年間プログラムを定めなければならない。このプログラムには、年間を通じて実施すべき措置のリスト、その実施方法、成果指標、関連費用の見積もりが含まれていなければならない。従業員 50 人未満の企業は、リスクを低減し、従業員の保護を確保するために講ずべき措置を定めるだけでよい。また、従業員 10 人以上の企業は、毎年リスク・アセスメント文書を更新しなければならない。リスクプロファイリングに関連する義務を遵守しない雇用主は、会社の登録取締役に対して最高 1,500 ユーロ、会社自体に対して最高 7,500 ユーロの刑事罰を科される可能性がある（フランス労働法典 R.4741-1 条）。さらに、同法 L.4741-1 条は、使用者である会社およびその登録取締役が、安全衛生義務を故意に無視した場合、最高 1 万ユーロ（各自）の罰金の支払いを命じられることがあると規定している。これらの刑事罰に加え、従業員の安全衛生を守るための関連措置を講じなかった雇用主は、労働災害や疾病が発生した場合、損害賠償の支払いを命じられることがあり、その額は、当該従業員が実際に被った損害額によって異なる [1]。

フランスの法典では雇用主個人に労働者の訓練の責任が課されており、雇用主と労働者の両方に責任を課している EU の指令とは責任の所在が異なる。労働法典で記述されている雇用主の訓練義務を以下に抜粋する。フランス労働法典は L, R, D に分かれており、L は Loi（法律）、D は décret（政令）、R は règlement（命令）である [2]。

表 1 労働法 Code du Travail (Labour Code)

Chapitre II: Formations et mesures d'adaptation particulières.	第 II 章：特別な訓練と適応措置
Titre IV: Information et formation des travailleurs (Articles L4141-1 à L4143-1)	タイトル IV:労働者の情報と訓練(第 L4141 条 1 項～第 L4143 条 1 項)
Article L4141-1 L'employeur organise et dispense une information des travailleurs sur les risques pour la santé et la sécurité et les mesures prises pour y remédier.	第 L4141 条第 1 項 雇用主は、安全衛生上のリスク及びそれを改善するための措置に関する情報を整理し、労働者に提供しなければならない。
Article L4141-2 L'employeur organise une formation pratique et appropriée à la sécurité au bénéfice : 1° Des travailleurs qu'il embauche ; 2° Des travailleurs qui changent de poste de travail ou de technique ; 3° Des salariés temporaires, à l'exception de ceux auxquels il est fait appel en vue de l'exécution de travaux urgents nécessités par des mesures de sécurité et déjà dotés de la qualification nécessaire à cette intervention ; 4° A la demande du médecin du travail, des travailleurs qui reprennent leur activité après un arrêt de travail d'une durée d'au moins vingt et un jours. Cette formation est répétée périodiquement dans des conditions déterminées par voie réglementaire ou par convention ou accord collectif de travail.	<u>雇用主は、次の者に対して、適切な実践的 安全教育を実施しなければならない</u> 1° 雇用する労働者 2° 職務または技術を変更する労働者 3° 臨時従業員。ただし、安全対策上必要な緊急作業を行うために招集され、当該作業に必要な資格を既に有している者は例外とする 4° 産業医の要請により、少なくとも 21 日間の休職後に復職する労働者。 この訓練は、規則または労働協約で定められた条件下で、定期的に繰り返される。

<p>Article L4141-3</p> <p>L'étendue de l'obligation d'information et de formation à la sécurité varie selon la taille de l'établissement, la nature de son activité, le caractère des risques qui y sont constatés et le type d'emploi des travailleurs.</p>	<p>第 L4141 条の 3</p> <p><u>安全情報と訓練を提供する義務の範囲は、事業所の規模、活動の性質、そこで観察される危険の性質、労働者の雇用形態によって異なる。</u></p>
<p>Article L4141-4</p> <p>Le financement des actions de formation à la sécurité est à la charge de l'employeur.</p> <p>Il ne peut imputer ce financement sur la participation prévue à l'article L. 6331-1 que pour les actions de formation mentionnées à l'article L. 6313-1.</p>	<p>第 L4141 条の 4</p> <p>安全教育の資金は雇用主の責任である。</p> <p>雇用主は、<u>第 6313-1 条 (a) に記載された訓練コースのために、第 6331-1 条 (b) に規定された拠出金からこの費用を差し引くことができる。</u></p>
<p>Chapitre II : Formations et mesures d'adaptation particulières. (Articles L4142-1 à L4142-4)</p>	<p>第II章：特定の訓練と適応措置 (L4142-1 条から L4142-4 条まで)</p>
<p>Article L4142-1</p> <p>En fonction des risques constatés, des actions particulières de formation à la sécurité sont conduites dans certains établissements avec le concours, le cas échéant, des organismes professionnels d'hygiène, de sécurité et des conditions de travail prévus à l'article L. 4643-1 et des services de prévention des caisses régionales d'assurance maladie.</p>	<p>L.4142-1 条</p> <p><u>特定されたリスクに応じて、L.4643-1 条に規定された安全衛生・労働条件の専門機関および地域健康保険基金の予防サービスの支援を受けながら、特定の事業所において特定の安全教育が実施される。</u></p>
<p>Article L4142-2</p> <p>Les salariés titulaires d'un contrat de travail à durée déterminée et les salariés temporaires affectés à des postes de travail présentant des risques particuliers pour leur santé ou leur sécurité bénéficient d'une formation renforcée à la sécurité, dans les conditions prévues à l'article L. 4154-2.</p> <p>Par dérogation aux dispositions de l'article L. 4141-4, le financement de ces actions de</p>	<p>L.4142-2 条</p> <p><u>有期雇用契約を締結している従業員および健康または安全に対して特別なリスクを伴う作業場に配属された臨時従業員は、第 4154-2 条(c)に定める条件の下、より充実した安全教育を受けることができる。</u></p> <p>第 L.4141-4 条の規定にかかわらず、これらの訓練コースの資金調達はユーザー企業の責任である。</p>

<p>formation est à la charge de l'entreprise utilisatrice.</p>	
<p>Article L4142-3 Modifié par Ordonnance n°2011-91 du 20 janvier 2011 - art. 11 Dans les établissements comprenant au moins une installation figurant sur la liste prévue au IV de l'article L. 515-8 du code de l'environnement ou mentionnée à l'article L. 211-2 du code minier, l'employeur définit et met en oeuvre une formation aux risques des chefs d'entreprises extérieures et de leurs salariés ainsi que des travailleurs indépendants qu'il accueille, dans les conditions prévues à l'article L. 4522-2. Par dérogation aux dispositions à l'article L. 4141-4, le financement de ces actions de formation est à la charge de l'entreprise utilisatrice.</p>	<p>第 L4142-3 条 2011 年 1 月 20 日付指令 2011-91 号により修正 - 第 11 条 <u>環境法典 L.515-8 第 4 条 A(d)に規定される、または鉱業法典 L.211-2 条(e)に記載されるリストにある施設を少なくとも 1 つ含む事業所において、雇用主は、L.4522-2 条(f) に規定される条件の下で、外部企業の管理者およびその従業員、ならびに雇用する自営業労働者に対するリスク訓練を定め、実施しなければならない。</u> 第 4141-4 条の規定にかかわらず、これらの訓練コースの資金は以下の通りである。</p>
<p>Article L4142-4 Toute modification apportée au poste de travail pour des raisons de sécurité, qui entraînerait une diminution de la productivité, est suivie d'une période d'adaptation de deux semaines au moins pendant laquelle tout mode de rémunération au rendement est interdit. La rémunération est établie sur la moyenne des deux semaines précédant la modification.</p>	<p>L4142-4 条 安全上の理由でワークステーションを変更し、生産性の低下を招くような場合には、少なくとも 2 週間の適応期間が設けられ、その間はいかなる形態の成果給も禁止される。報酬は、変更前の 2 週間の平均に基づいて決定される。</p>
<p>Replier Chapitre III: Consultation des représentants du personnel. (Article L4143-1)</p>	<p>第 III 章 従業員代表の協議 (第 L4143-1 条)</p>
<p>Article L4143-1 Modifié par Ordonnance n°2011-91 du 20 janvier 2011 - art. 11 Le comité d'entreprise ou, à défaut, les délégués du personnel et le comité d'hygiène, de sécurité et des conditions de travail sont consultés sur les</p>	<p>第 L4143-1 条 2011 年 1 月 20 日付条例 2011-91 号 (第 11 条) により修正 <u>労働協議会、または労働協議会がない場合は従業員代表および安全衛生・労働条件委員会は、研修プログラムについて協議され、</u></p>

<p>programmes de formation et veillent à leur mise en oeuvre effective.</p> <p>Ils sont également consultés :</p> <p>1° Sur le programme et les modalités pratiques de la formation renforcée des salariés titulaires d'un contrat de travail à durée déterminée et des salariés temporaires affectés à des postes de travail présentant des risques particuliers, prévue à l'article L. 4142-2 ainsi que sur les conditions d'accueil de ces salariés à ces postes ;</p> <p>2° Sur la formation prévue à l'article L. 4142-3 dans les établissements comprenant une installation figurant sur la liste prévue au IV de l'article L. 515-8 du code de l'environnement ou mentionnée à l'article L. 211-2 du code minier.</p>	<p><u>それらが効果的に実施されることを保証する。</u></p> <p>また、以下の事項についても協議される：</p> <p>1° <u>第 4142 条の 2 に規定されている、有期雇用契約を結んでいる従業員および特別なリスクを伴う作業場に配属された臨時従業員の強化訓練のためのプログラムと実際的な取り決め、およびこれらの従業員がこれらの作業場に配属される条件について；</u></p> <p>2° <u>環境法典 L.515-8 第 4 条に規定される、または鉱業法典 L.211-2 条に記載される施設を構成する事業所における、L.4142-3 条に規定される訓練について。</u></p>
--	---

第 L4141 条の 4 では「安全教育の資金は雇用主の責任である」としており、「雇用主は、第 6313-1 条に記載された訓練コースのために、第 6331-1 条に規定された拠出金からこの費用を差し引くことができる」と規定している。第 6313-1 条及び第 6331-1 条は以下のようになっている。

表 2 労働法（Code du Travail）Article L6313-1

<p>Article L6313-1 Version en vigueur depuis le 01 janvier 2019</p> <p>Modifié par LOI n°2018-771 du 5 septembre 2018 - art. 4</p> <p>Les actions concourant au développement des compétences qui entrent dans le champ d'application des dispositions relatives à la formation professionnelle sont :</p> <p>1° Les actions de formation ;</p>	<p>第 L6313-1 条 2019 年 1 月 1 日より有効なバージョン</p> <p>2018 年 9 月 5 日付 LOI n°2018-771 により修正 - 第 4 条</p> <p>職業訓練に関する規定の範囲に含まれる技能開発に寄与する行為は、以下の通りである</p> <p>1° 訓練コース</p> <p>2° 技能評価</p>
---	---

<p>2° Les bilans de compétences ;</p> <p>3° Les actions permettant de faire valider les acquis de l'expérience, dans les conditions prévues au livre IV de la présente partie ;</p> <p>4° Les actions de formation par apprentissage, au sens de l'article L. 6211-2.</p>	<p>3° 本編第 IV 巻に定める条件の下、習得した経験を検証する行為</p> <p>4° L.6211-2 条で定義される見習い</p>
---	--

表 3 労働法（Code du Travail）Article L6331-1

<p>Article L6331-1 Version en vigueur depuis le 01 janvier 2022</p> <p>Modifié par LOI n°2021-1900 du 30 décembre 2021 - art. 121 (V)</p> <p>Modifié par Ordonnance n°2021-797 du 23 juin 2021 - art. 1</p> <p>Modifié par LOI n° 2019-1479 du 28 décembre 2019 - art. 190 (V)</p> <p>L'employeur de moins de onze salariés s'acquitte de la contribution à la formation professionnelle mentionnée au 2° de l'article L. 6131-2 du présent code par le versement de 0,55 % du montant du revenu d'activité retenu pour le calcul des cotisations sociales mentionnées à l'article L. 242-1 du code de la sécurité sociale et à l'article L. 741-10 du code rural et de la pêche maritime. Les rémunérations versées aux apprentis sont exonérées de cette contribution.</p> <p>Cette contribution est recouvrée dans les conditions prévues au I de l'article L. 6131-3 du présent code, selon la périodicité applicable en matière de cotisations et de contributions de sécurité sociale.</p>	<p>L6331-1 条 2022 年 1 月 1 日より有効</p> <p>2021 年 12 月 30 日付 LOI n°2021-1900 により修正 - 第 121 条 (V)</p> <p>2021 年 6 月 23 日付法令 n°2021-797 により修正 - 第 1 条</p> <p>2019 年 12 月 28 日付 LOI n°2019-1479 により修正 - 第 190 条 (V)</p> <p><u>従業員 11 人未満の雇用主は、社会保障法典 242-1 条および農村・海漁法典 741-10 条で規定される社会保険料の算出に使用される所得金額の 0.55%を支払うことにより、本法典 6131-2 条 2 項で規定される職業訓練負担金を支払う。実習生に支払われる報酬はこの拠出金から免除される。</u></p> <p>この拠出金は、本規定第 L. 6131-3 条の I に定める条件のもと、社会保障拠出金に適用される頻度に従って徴収される。</p>
--	--

このように、フランスでは「訓練コース」「技能評価」「経験の検証」「見習い」の際に、各企業が支払う拠出金を元手に訓練を行うことが雇用主の義務として定められている。訓練コースについては具体的にどのような訓練コースかということが定められているわけではなく、一般的な訓練コースを指すようである。

また、L.4142-2 条にて、「有期雇用契約を締結している従業員および健康または安全に対して特別なリスクを伴う作業場に配属された臨時従業員は、第 4154-2 条に定める条件の下、より充実した安全教育を受けることができる」とあるが、第 4154-2 は以下のように定めている。

表 4 労働法（Code du Travail）Article L4154-2

<p>Article L4154-2 Version en vigueur depuis le 01 janvier 2018</p> <p>Modifié par Ordonnance n°2017-1386 du 22 septembre 2017 - art. 4</p> <p>Les salariés titulaires d'un contrat de travail à durée déterminée, les salariés temporaires et les stagiaires en entreprise affectés à des postes de travail présentant des risques particuliers pour leur santé ou leur sécurité bénéficient d'une formation renforcée à la sécurité ainsi que d'un accueil et d'une information adaptés dans l'entreprise dans laquelle ils sont employés.</p> <p>La liste de ces postes de travail est établie par l'employeur, après avis du médecin du travail et du comité social et économique, s'il existe. Elle est tenue à la disposition de l'agent de contrôle de l'inspection du travail mentionné à l'article L. 8112-1.</p>	<p>L4154-2 条 2018 年 1 月 1 日より有効なバージョン</p> <p>2017 年 9 月 22 日付指令 2017-1386 号により修正 - 第 4 条</p> <p><u>有期雇用契約を締結している従業員、臨時従業員、安全衛生に特別なリスクをもたらす作業場に配属された企業実習生は、雇用される企業において、安全教育の強化、適切な教育、情報の提供を受けることができる。</u></p> <p><u>そのような作業場のリストは、産業医および社会経済委員会がある場合はその委員会に相談した上で、雇用主が作成する。このリストは L.8112-1 条に記載されている労働監督官に提供される。</u></p>
--	---

環境法典と鉱業法典で規定されている施設で働く従業員については、有期雇用（非常勤雇用）であっても特別に強化された訓練プログラムを実施する必要がある。環境法典と鉱業法典については以下である。

表5 環境法典 L515-8 (Code de l'environnement)

<p>Article L515-8 Version en vigueur du 30 avril 2010 au 01 juin 2015</p> <p>Modifié par Ordonnance n°2010-418 du 27 avril 2010 - art. 3 (V)</p> <p>I.-Lorsqu'une demande d'autorisation concerne une installation classée à implanter sur un site nouveau et susceptible de créer, par danger d'explosion ou d'émanation de produits nocifs, des risques très importants pour la santé ou la sécurité des populations voisines et pour l'environnement, des servitudes d'utilité publique peuvent être instituées concernant l'utilisation du sol ainsi que l'exécution de travaux soumis au permis de construire.</p> <p>Les dispositions ci-dessus sont également applicables à raison des risques supplémentaires créés par une installation nouvelle sur un site existant ou par la modification d'une installation existante, nécessitant la délivrance d'une nouvelle autorisation.</p> <p>II.-Ces servitudes comportent, en tant que de besoin :</p> <p>1° La limitation ou l'interdiction du droit d'implanter des constructions ou des ouvrages et d'aménager des terrains de camping ou de stationnement de caravanes ;</p> <p>2° La subordination des autorisations de construire au respect de prescriptions techniques tendant à limiter le danger d'exposition aux explosions ou concernant l'isolation des bâtiments au regard des émanations toxiques ;</p>	<p>L515-8 条 2010 年 4 月 30 日から 2015 年 6 月 1 日まで有効なバージョン</p> <p>2010 年 4 月 27 日付政令 2010-418 号により修正 - 第 3 条 (V)</p> <p>I.-許可申請が、爆発または有害生成物の放出の危険性により、近隣住民の健康または安全、および環境に対して非常に重大なリスクを生じさせる可能性のある、新たな土地に設置される機密施設に関するものである場合、土地使用および計画許可の対象となる工事の実施に関して、公共事業地役権を設定することができる。</p> <p>上記の規定は、既存の場所への新たな設置、または既存の設置の変更によって生じる追加的なリスクにも適用され、新たな許可の発行が必要となる。</p> <p>II- これらの地役権には、必要に応じて以下が含まれる。</p> <p>1° 建物や構造物を建てる権利、キャンプ場やキャラバンパークを開発する権利を制限または禁止すること</p> <p>2° 爆発にさらされる危険性を制限するため、または有毒ガスから建物を保護するための技術的要件を遵守することを、建築許可の条件とする</p> <p>3° 後日設置される工業施設や商業施設における雇用者数の制限。</p> <p>III.発生するリスクの性質と強度を考慮し、同じ区域内であれば、関係する区域に応じ</p>
--	--

<p>3° La limitation des effectifs employés dans les installations industrielles et commerciales qui seraient créées ultérieurement.</p> <p>III.-Elles tiennent compte de la nature et de l'intensité des risques encourus et peuvent, dans un même périmètre, s'appliquer de façon modulée suivant les zones concernées. Elles ne peuvent contraindre à la démolition ou à l'abandon de constructions existantes édifiées en conformité avec les dispositions législatives et réglementaires en vigueur avant l'institution desdites servitudes.</p> <p>IV.-Un décret en Conseil d'Etat, pris après avis du Conseil supérieur de la prévention des risques technologiques, fixe la liste des catégories, et éventuellement les seuils de capacité, des installations dans le voisinage desquelles ces servitudes peuvent être instituées.</p>	<p>て段階的に適用することができる。地役権は、当該地役権の設定以前に施行されていた法律および規制の規定に従って建設された既存の建物の取り壊しや放棄を強制することはできない。</p> <p>IV - 技術的リスク防止最高評議会（Conseil Supérieur de la Prévention des Risques Technologiques）との協議を経て発布される国家諮問委員会の政令は、これらの地役権が設定される可能性のある周辺にある設備のカテゴリーと、該当する場合には容量の閾値のリストを設定する。</p>
---	---

表 6 鉱業法典 L211-2 (Code minier (nouveau))

<p>Article L211-2 Version en vigueur depuis le 15 avril 2022</p> <p>Modifié par Ordonnance n°2022-536 du 13 avril 2022 - art. 20</p> <p>Sont seuls soumis au régime légal prévu par les dispositions du présent livre la recherche, la création, les essais, l'aménagement et l'exploitation de cavités souterraines naturelles ou artificielles ou de formations souterraines naturelles présentant les qualités requises pour constituer des réservoirs étanches ou susceptibles d'être rendus tels, en vue du stockage de gaz naturel, d'hydrocarbures</p>	<p>L211-2 条 2022 年 4 月 15 日より施行されたバージョン</p> <p>2022 年 4 月 13 日付政令第 2022-536 号により修正 - 第 20 条</p> <p>工業用またはエネルギー用の天然ガス、液体、液化またはガス状の炭化水素、水素または化学製品の貯蔵を目的とする、水密貯留層または水密貯留層とするのに必要な品質を有する天然または人工の地下空洞または天然地下地層の探査、造成、試験、開発および操業のみが、本書の規定による法体系の対象となる。</p>
---	--

liquides, liquéfiés ou gazeux, d'hydrogène ou de produits chimiques à destination industrielle ou énergétique.	
--	--

労働法典第 L4142-3 条において、「雇用主は、L.4522-2 条に規定される条件の下で、外部企業の管理者およびその従業員、ならびに雇用する自営業労働者に対するリスク訓練を定め、実施しなければならない」とある。フランスの労働法典の大きな特徴の一つとして、有期雇用の労働者や自営業者の訓練についても明確に規定する点がある。L4522-2 条は以下の通りである。

表 7 労働法 L.4522-2 条 (Code du Travail)

<p>Article L4522-2 Version en vigueur depuis le 01 mai 2008</p> <p>L'employeur définit et met en oeuvre au bénéfice des chefs d'entreprises extérieures et des travailleurs qu'ils emploient ainsi que des travailleurs indépendants, avant le début de leur première intervention dans l'enceinte de l'établissement, une formation pratique et appropriée aux risques particuliers que leur intervention peut présenter en raison de sa nature ou de la proximité de l'installation classée.</p> <p>Cette formation est dispensée sans préjudice de celles prévues par les articles L. 4141-2 et L. 4142-1. Ses modalités de mise en oeuvre, son contenu et les conditions de son renouvellement peuvent être précisés par convention ou accord collectif de branche ou par convention ou accord collectif d'entreprise ou d'établissement.</p>	<p>L4522-2 条 2008 年 5 月 1 日より施行</p> <p><u>雇用主は、外部企業の経営者及びその雇用する労働者、並びに自営業の労働者のために、当該労働者が事業所内で最初の作業を開始する前に、その性質又は分類された設備に近接していることに起因して、その作業がもたらす可能性のある特定のリスクに関する実践的かつ適切な訓練を定め、実施しなければならない。</u></p> <p>この訓練は、L.4141-2 および L.4142-1 条に規定された内容を損なうことなく実施される。研修の実施手順、内容、および更新の条件は、支部レベルの協定もしくは労働協約、または企業もしくは事業所レベルの協定もしくは労働協約によって定めることができる。</p>
---	--

3-2. 訓練機関「INRS」

3-2-1. INRS の役割

フランスの労働安全衛生の中心的存在は INRS である。INRS は労働リスク予防の文化を企業に広め、多様な労働リスクに適応するツールを提供している。INRS は雇用主の団体と従業員労働組合を代表する合同理事会によって運営されている。INRS の予算は約 7,900 万 €で、ほぼ全額が全国労働災害・疾病防止基金 (FNPAT) から拠出されている。この基金は、企業が支払う強制労働災害・疾病拠出金の一部によって賄われ、社会保障によって管理されている。INRS の活動は、社会保障（フランス給与労働者国民健康保険基金-CNAM）の指令および労働省の定める方針に従って計画されている。INRS は、一般的な社会保障制度に該当する 1,840 万人の従業員と 220 万社の企業を代表して活動している。このようにして、INRS は労働災害・疾病の防止への貢献を目指し、さまざまな分野での調査・研究、幅広い研修活動、労働安全衛生に関する情報の開発・普及、支援を行っている [3]。

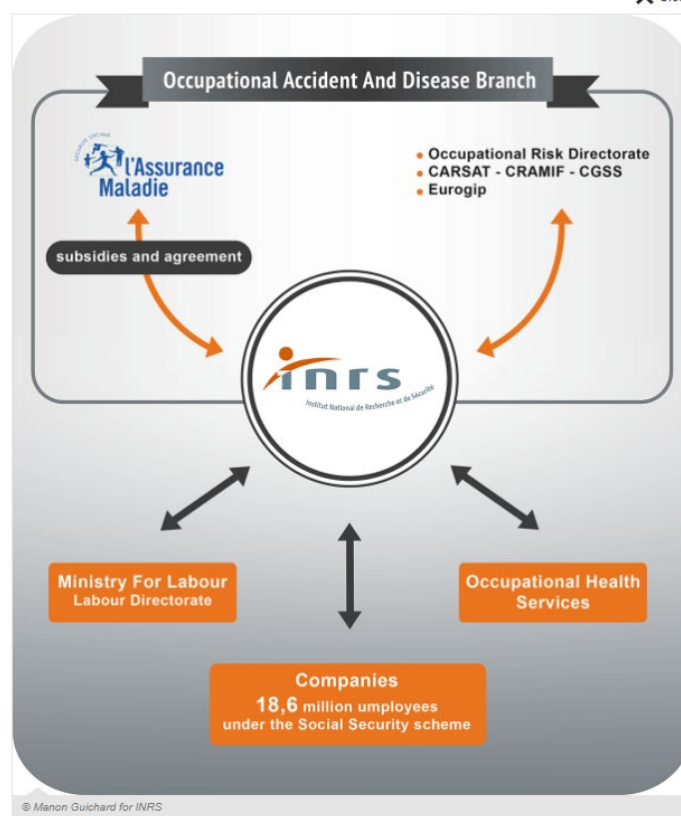


図1 INRS の他の組織との関係性

フランスは EU とは異なり、企業のトップが従業員の安全と健康に単独かつ個人的に責任を負う。フランスの労働災害・疾病の防止の制度は「国家当局」「社会保障制度」の二層構

造となっており、システムの中心は労働組合と雇用者団体となっている。具体的には、国家当局（労働省）は、特に全国労働衛生計画を通じて、労働安全衛生に関する政府の政策を定め、調整しており、雇用者団体と労働組合の代表は、労働条件運営委員会（COCT）を通じて労働省を支援している。COCTの活動は、労働衛生監督官と労働監督官によって現場に伝達される。一方、社会保障は労働災害や職業性疾病の予防対策や財源を定め、被害者への補償を保証する役割を担っている。社会保障の職業リスク総局（CNAM/DRP）は、労働組合と雇用者団体によって決定された労働災害・疾病予防方針を実施する。これらの組織は、特に労働災害・疾病委員会（CAT-MP）を通じて、社会保障の労働災害・疾病部門の管理に大きく関与している。地域レベルでは、社会保障予防サービス（CARSAT および海外支部のCGSS）を通じて活動している。これらの部門は、企業、特に各地域の労働衛生サービスと直接連絡を取っている。

INRS は国およびすべての予防機関と協力して、国の労働リスク予防政策を実施している。INRS の活動の対象は、従業員と企業、特に一般社会保障制度に加入している企業である。企業責任者は、企業における主な事故防止パートナーである。規則に従い、適切な対策（リスクアセスメントによる）を実施することで、労働者の安全衛生を保証しなければならない。そのためには、あらゆる技術的支援や助言を求めなければならない。その他のパートナーは、予防関連の意思決定において企業トップを支援する [3]。

3-2-2. INRS の訓練コース

INRS の役割は、労働安全衛生をすべての企業関係者の専門技能とすることを目的とした訓練スキームを設計、開発、実施、共有、促進することである。INRS は労働安全衛生訓練コースの豊富なカタログ [4]を取り揃えており、このコースは以下のグループを受講者として想定している。

安全衛生専門家

- 社会保険地域予防事業の危険予知技術者及び安全衛生検査者（初任教育及び継続教育）
- 労働衛生専門家（産業医、産業保健師）
- 企業の安全衛生専門家
- 安全・労働条件委員会、従業員代表
- 労働安全衛生インストラクター

その他（OSH を専門としない）

- 会社経営者、人事マネジャー
- 中間管理職、監督者
- 従業員

- 学校・大学教員
- 専門学校生
- 大学生

訓練コースは「対面教育」 [5]「ディスタンスラーニング」「カスケード学習」の三つのパターンがある。「対面教育」は企業の安全衛生専門家を対象とした対面式研修、および社会保障省の地域予防事業のリスク予防エンジニアと安全衛生検査官を対象とした初回・継続教育が含まれる。「ディスタンスラーニング」はウェブベースの自己学習で誰でも受講可能である。労働安全衛生委員会のメンバー、予防コーディネータ、インストラクター等を対象とした個別指導によるオンラインラーニングもあり、2015年までに12,400人がディスタンスラーニングを受講した。さらに、INRSは「カスケード学習」も提供している。「カスケード学習」とは、「一人の専門家が全員に技術を教えるのではなく、技術を習得した生徒たちが互いに教え合うこと」を意味している。これを達成するために、INRSでは「トレーナー育成プログラム」によってトレーナーを育成し、INRS以外の第三者訓練機関に特定の訓練コースを委託することを可能にしている。現在までにおよそ3,000件が認定されている [6]。

訓練コースとして提供しているトピックは以下である [5]。

- 音響
- 中毒
- ホームヘルプ
- アスベスト
- 労働災害の分析
- 原因ツリー
- 騒音
- 電磁場
- 施設的设计
- 照明
- 人間工学
- 介護施設
- リスク評価
- 一般
- 機械設備
- 安全管理
- 患者の取り扱い
- マニュアルハンドリング
- 計測学

- ナノ粒子
- 会社組織
- 職業病理学
- 大気サンプリング
- 放射線防護
- 放射線
- 身体活動リスク
- 生物学的リスク
- 化学的リスク
- 心理社会的リスク
- 職場での応急処置
- 家庭でのケア
- 生物学的監視
- 道路輸送
- オフィスワーク
- 夜間作業
- 狭い場所での作業
- スクリーン作業
- 筋骨格系障害
- 換気
- 振動
- 職場での加齢
- 会社訪問

「カスケード学習」については、INRS の”Train the trainer approach”（トレーナー訓練アプローチ）のページにさらに詳しく書かれている。労働リスク防止分野における研修ニーズの高まりに対応するため、INRS と労働リスクを扱う社会保障部門は、特定の研修活動の実施を第三者研修機関に委託している。この「トレーナー訓練プログラム」により、INRS 以外の第三者研修機関に特定の研修コースを委託することが可能となり、同時に研修の質を保証し続けることができる。このプロセスは、第三者研修機関の認定制度に依拠している。認定は、社会保障と INRS の職業リスク部門が行う。これにより、企業は、社会保障・INRS の職業リスク部門の仕様に適合する認定研修を提供する組織を、それぞれの地域で見つけることができる。現在、以下の9つのテーマについて認定が行われている。

- 職場での緊急応急処置
- 身体活動に関連するリスクの予防

- 在宅介護者の危険防止
- 在宅介護部門の OSH インストラクターの危険防止
- 老人ホームや施設の職員の危険防止、
- 心理社会的リスクの予防入門
- 職業的リスクの評価
- 筋骨格系障害（MSD）予防プロジェクトのリソースパーソン
- 道路における旅客および物資の輸送に関連するリスクの予防

カスケード訓練は、最初の3つのトピックについて、従業員とトレーナーの両方の訓練が行われる。その他のトピックについては、トレーナーの養成にはカスケード訓練は使用されず、INRS が専属で訓練を行う。さらに、アスベスト関連リスクの予防に関する訓練を提供する組織は、この目的のために特別に認定された機関の認定を受けなければならない [7]。

3-2-3. INRS の認証訓練機関

職業リスク予防分野における訓練ニーズの高まりと需要に応えるため、INRS と職業リスク健康保険ネットワークは、特定の訓練プログラムの実施を外部組織に委託している。こうすることで、どの企業も、その地域で、職業性疾病リスク保険および INRS の仕様に沿った訓練を提供する組織を見つけることができる。2021 年までに、120 万人以上の訓練生が労働リスク予防の訓練を受けた。2014 年以降、800 万人以上がこの訓練の恩恵を受けている。認定コースは以下の職業リスクを対象としている。

表 8 INRS の認証訓練機関の認定コースが対象とする職業リスク

職場における応急手当（SST）
身体活動に関するリスクの予防（PRAP）
ホームヘルプ・介護分野におけるリスク予防（ASD）
心理社会的リスクの予防（RPS）の紹介
専門的リスクの評価と有資格指定従業員（EvRP SDC）
MSD 予防プロジェクトのリソースパーソン
医療・社会サービス部門におけるリスク予防（SMS）
道路輸送・物流におけるリスク防止（TRL）
閉鎖空間での作業に伴うリスク防止 - CATEC
アスベスト関連リスクの防止（サブセクション 4）
足場および転がり足場の架設、解体、使用に伴う危険の防止（これらのコースは、臨時の使用人や架設業者を対象）

現在、約 3,800 の研修機関が認定または認証を受けている。その結果、フランス全土で実施される労働安全衛生研修の量は増えている。さらに、2,200 の認定企業が自社の従業員を訓練している [8]。ちなみに足場の訓練を提供している機関の一覧表を一部抜粋したものが以下である。全部を閲覧したい場合は、PDF を参照されたい [9]。

表 9 足場の訓練を提供している機関の一覧表

LISTE DES ORGANISMES DE FORMATION HABILITÉS PAR LE RESEAU ASSURANCE MALADIE RISQUES PROFESSIONNELS/INRS
DISPOSITIF DE FORMATION
ÉCHAFAUDAGES DE PIED

保険・医療・リスク専門職／INRS ネットワークが承認した訓練機関のリスト
タワー足場訓練制度

Désignation Organisme de formation	Numéro habilitation	Adresse	CP	VILLE	Téléphone	Site Web
Boyer formation	1478218/2019/EchafaudageP-01/O/07	Fond de durance	04700	ORAISON	(+33)492787518	www.boyer-formation.com
ACCO SABINE FORMATION	1502268/2021/EchafaudageP-01/O/08	81 Rue Fritz Lauer ZA Lannolier	11000	CARCASSONNE	(+33)0468250084	http://www.accoformation.com/
CFA DU BÂTIMENT PROVENCE ALPES COTE D'AZUR	1488933/2020/EchafaudageP-01/O/07	155 rue Albert Einstein CS 80562	13290	AIX EN PROVENCE	(+33)0442607853	https://www.cfadubatiment.fr/
BCFTP	1512255/2022/EchafaudageP-01/O/07	265 Avenue de Fontfrège	13420	GEMENOS	(+33)442701142	https://www.bcftp.fr/
ANOFAB	1511458/2022/EchafaudageP-01/O/14	1 Impasse Initialis	14200	HEROUVILLE ST CLAIR	(+33)0231479757	www.anofab.fr
CENTRE DE FORMATION PROFESSIONNEL MALUS	H33825/2019/Echafaudage de pied R408-1/O/11	ZAC de Beaulieu Rue Louis Béchereau	18000	BOURGES	(+33)0248211293	www.malus-formation.fr
LIMOUSIN FORMATION ET TP	1510471/2021/EchafaudageP-01/O/05	15 La Croix de la Mission	19300	ST YRIEIX LE DEJALAT	(+33)0555933600	www.limousin-formation.com
REFLEX FORMATION	1505001/2021/EchafaudageP-01/O/07	DOMAINE DE SUARTELLO - LD ALZICCIU ROUTE DE MEZZAVIA	20090	AJACCIO	(+33)0495210787	www.reflexformation.fr
CMAR CHAMBRE DES METIERS ET DE L ARTISANAT REGIONALE DE CORSE-AMPARA	1510406/2022/EchafaudageP-01/O/07	CRMA de corse chemin de la sposata-quartier Bacclochi BP 40958	20700	AJACCIO CEDEX		
CREFAB HN	1504276/2021/EchafaudageP-01/O/14	67 RUE PIERRE TAL COAT	27000	EVREUX		

上記のリストの中で、例えば Sabine Acco Formation という機関を見てみると、ホームページ上で SÉCURITÉ（安全）という選択肢がある。



図2 Sabine Acco Formation という機関のホームページ上で SÉCURITÉ（安全）という選択肢

そこをクリックすると、以下のようなページが表示される。



 **FORMATION SÉCURITÉ**

Nous vous proposons ces 117 formations

[Recommander 0](#) [Partager](#)

- **CACES® / AIPR**
 - AIPR (4)
 - CACES® (13)
 - Certificat de contrôle de connaissances (11)
- **CSE/ Manager la Santé et la Sécurité au Travail.**
- **Habilitations Électriques.**
- **HACCP / Hygiène.**
- **PRAP, Geste et Posture / Améliorer les Conditions de Travail.**
- **Risque Chimique / Amiante.**
- **Risque divers / Risque Routier.**
- **Risque Incendie / SSIAP.**
- **Sauveteur Secouriste du Travail.**
- **Travaux en hauteur / Echafaudage.**

図3 Sabine Acco Formation という機関の117のコース

この機関では117のコースが提供されており、その中の一番下、Travaux en hauteur/Echafaudage（高所作業／足場）をクリックすると、下記のような訓練コースが表示される。

表 1 0 Travaux en hauteur/Echafaudage（高所作業／足場）の訓練コース

<p>■ Travaux en hauteur / Echafaudage.</p> <p>Monter, utiliser et réaliser la vérification journalière des échafaudages de pied & roulant - et vérifier des échafaudages roulants Monter, Vérifier et utiliser des échafaudages roulants Prévention des risques liés au travail en hauteur : port du harnais Prévention des risques liés au travail en hauteur dans le BTP: CCTH Catégorie GO Prévention des risques liés au travail en hauteur dans le BTP: CCTH Catégorie ET Prévention des risques liés au travail en hauteur dans le BTP: CCTH Catégorie RE Prévention des risques liés au travail en hauteur dans le BTP: CCTH Catégorie CC Travaux en hauteur / Travaux sur pylône, toiture et château d'eau: Equipement, progression, secours Prévention des risques liés au travail en hauteur dans le bâtiment : Port du harnais , ligne de vie temporaire, systèmes d'arrêt de chute et Mise en situation de secours Vérifier, Réceptionner et Réaliser la maintenance des échafaudages de pied Utiliser et réaliser la vérification journalière des échafaudages de pied Monter, Vérifier, Réceptionner, Utiliser et Réaliser la maintenance des échafaudages de pied Monter, Utiliser la vérification journalière des échafaudages de pied Tours d'étalement ou d'accès Réception, mise en oeuvre, utilisation, maintenance et entretien de plates-formes de travail en encorbellement</p>
<p>● 高所作業／足場</p> <p>足場・ローリング足場の組立、使用、日常点検 転がり足場の組み立て、点検、使用 高所作業に伴う危険の防止：ハーネスの着用 建築・土木部門での高所作業に伴う危険防止：CCTH カテゴリーGO 建築・土木部門での高所作業に関する危険防止：CCTH カテゴリーET 建築・土木部門での高所作業に関する危険防止：CCTH カテゴリーRE 建築・土木部門での高所作業に伴う危険の防止：CCTH カテゴリーCC 高所作業／鉄塔、屋根、給水塔での作業：設備、進行、救助 建築業における高所作業に伴う危険の防止：ハーネスの着用、仮設命綱、墜落防止システム、救助状況 足場の点検、引き渡し、メンテナンスの実施 足場の使用と日常点検の実施 足場の組み立て、点検、引き渡し、使用、メンテナンスの実施 足場の組み立てと日常点検 支保工またはアクセスタワー 片持ち式作業足場の受入れ、設置、使用、メンテナンス、整備</p>

このように、INRS は数多くの認定機関を持っており、訓練の提供を委託していることが分かる。

3-3. 移民のための教育訓練

3-3-1. 移民の割合

フランスでは、人口に占める移民の割合が 1968 年から 2021 年の間に 6.5%から 10.3%に上昇した。移民の構成は時間が経過すると共に変化してきており、1968 年の段階では移民の 72%は南ヨーロッパと来た北アメリカであったが、2000 年代以降、特にアジアとサハラ以南のアフリカからの移民が急増している。また、欧州内の移動が自由になったことにより、欧州域内での移民も活発になっている。2021 年には、全体の 48%はアフリカから、30%がヨーロッパから、14%がアジアからとなっている [10]。

フランス国立統計経済研究所（Institut national de la statistique et des études économiques）のデータページ [11]によると、2022 年にはフランスに居住する移民（ここでいう「移民」は、「外国生まれ」だが「外国籍」ではない人を指す。）は 700 万人であり、総人口の 10.3%を占める。そのうち 35%に当たる 250 万人がフランス国籍を取得している。フランスに住む外国人（ここでいう「外国人」は、「外国籍」で「外国生まれ」ではない人を指す。）人口は 530 万人であり、総人口の 7.8%を占める。その内訳は、フランス国籍を取得していない移民が 450 万人、フランスで生まれた外国籍が 80 万人である。フランス国籍を持つ外国生まれの人は 170 万人であり、700 万人の移民と足すと、合計 870 万人が外国生まれということになる。

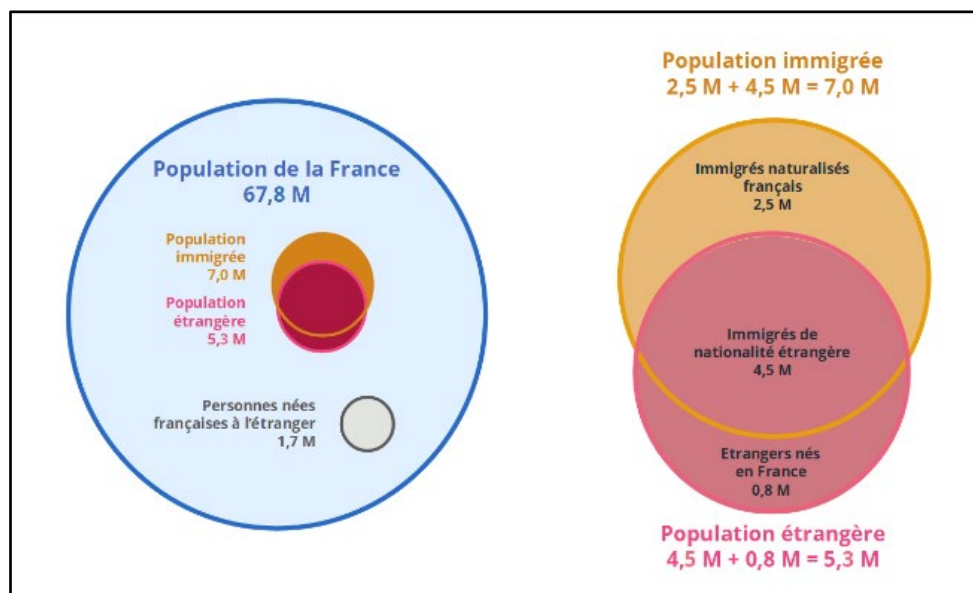


図4 フランスの人口構成

- population immigrée（移民人口）250万+450万=700万
 - ・ immigrés naturalisé français（帰化フランス移民）250万
 - ・ immigrés de nationalité étrangère（外国籍の移民）450万
- population étrangère（外国人人口）450万+80万=530万
 - ・ immigrés de nationalité étrangère（外国籍の移民）450万
 - ・ Etrangers nés en France（フランス生まれの外国人）80万人
 - ・ Les personnes nées françaises à l'étranger（フランス生まれの外国人）170万

2022年の段階で、フランスに住む移民の48.2%がアフリカ生まれ、32.3%がヨーロッパ生まれである。移民の出身国で一番多いのは、アルジェリア（12.5%）、モロッコ（11.9%）、ポルトガル（8.2%）チュニジア（4.7%）、イタリア（4.0%）、スペイン（3.5%）、トルコ（3.3%）である。全移民のほぼ半数（48%）が、これら7カ国のいずれかからの移民である。

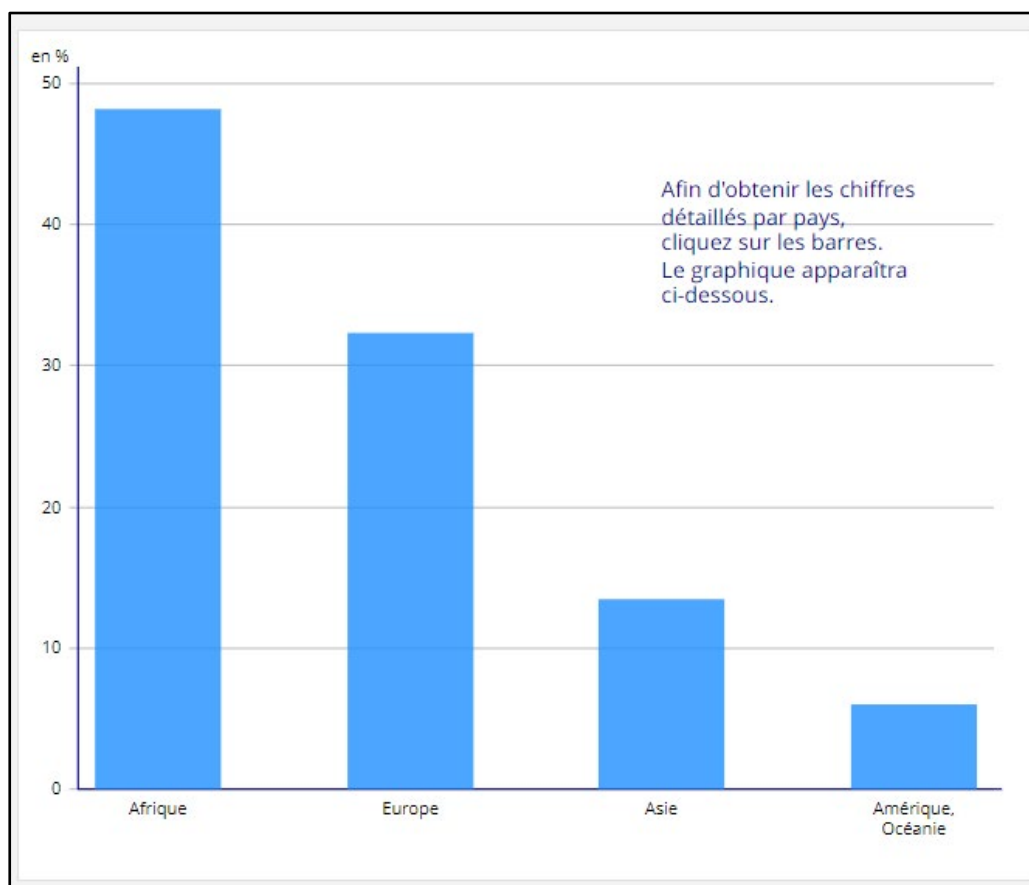


図5 移民の出身国割合

欧州委員会（European Commission）のページによると、移民の 2021 年の失業率は 13%（人口全体では 8%）で、賃金水準は低く、熟練した仕事も少ないという。また、生活環境、住居、健康状態も他の国民より悪く、特に移民は金銭的貧困に陥る確率が国民全体の 2 倍であるという [12]。

建設業に限って傾向をみてみると、1945 年以来、フランスの建設業界は常に移民の労働力を必要としてきたが、その構成は時代とともに変化してきた。今日では、ポルトガル人、アルジェリア人、モロッコ人、チュニジア人が、建設業界の移民の大部分を占め、労働人口の 14%を占めている。1949 年から 1970 年の間に建設業の労働力はほぼ倍増し、国民経済計算のデータによれば、わずか 20 年の間に雇用者数は 104 万 3,800 人から 199 万 2,000 人に増加した。ただし、建設業は他産業への流出が最も顕著な部門の一つであり、1960 年代半ば以降、建設業は若者を引き留めることができなくなり、特にフランス人であれば数年しか滞在しなくなってしまった。雇用者数でみると、1970 年代はある程度安定しており、その後 1980 年代初頭のみ急激に減少した。その後、1986 年の約 159 万人を底にカーブは回復し、1990 年には 170 万人となった。しかし、1991 年から 1998 年（138 万人）まで深刻な低迷が続いた。建築・公共事業部門の雇用者数が再び 150 万人に達したのは、21 世紀初頭の好景気になってからである。建設業界における外国人の割合は、1992 年以降減少しているものの、依然として大きい。1999 年には、フランスの全建設業従業員の 16.2%（男性 17.4%、女性 5.2%）が外国人であったが、その割合はその後 14%にまで低下した。一方、パリ地方、ローヌ＝アルプ地方、プロヴァンス＝コート・ダジュール地方では、特定の建設現場で外国人が労働者の 70～80%を占めることもある [13]。

3-3-2. 移民法の改正

フランスは、不法移民の国外追放を迅速化しつつ、人手不足が深刻化する分野の外国人労働者の受け入れを目指す新たな法律（移民法）を 2024 年 1 月に公布した。同法は外国人の就労、社会への統合、国外追放、亡命、訴訟に係わる項目から成る。主な内容は以下の通りである [14]。

★ 外国人労働者について

- 建設、レストランなど人手不足が深刻な業界で働く不法移民の受け入れについて、3 年以上フランスに滞在し、社会に統合しており、過去 24 カ月のうち少なくとも 12 カ月就労したことを証明する者に対し、雇用主による申請がなくても、各県の長官の判断により、例外的に臨時職員または給与所得者の滞在許可証を交付する措置を 2026 年末まで試験的に導入する。
- 資格を持つ給与所得者や企業経営者などに向けた滞在許可証「能力・才能証」の取得を

簡素化する。

- 不法移民のプラットフォーム就労（＝アプリなどのデジタルプラットフォームの仲介により、個人や組織間で労務を提供する形態の労働）を防ぐため、個人事業主（Auto Entrepreneur）のステータス取得に、労働を許可する滞在許可証の所持を義務付ける。
- 不法移民を雇用する企業に対する罰則を強化する。

★ 移民の統合の改善について

- 複数年の滞在許可証を初めて申請する外国人に対し、最低レベル（A2）のフランス語習得を義務付ける。永住許可書や国籍取得の申請に必要なフランス語の習得レベルを引き上げる（B1、B2）。
- 外国人従業員のフランス語教育に係わる雇用主の義務を強化する。

★ 国外追放の迅速化など

- 公の秩序の脅威となる外国人の国外追放を容易にするため、正規に滞在する外国人でも、3～5年の禁錮刑を科せられる違法行為で有罪判決を受けた場合、滞在期間の長さや家族の有無にかかわらず、国外追放の適用対象となる。また、これまでフランス領土からの退去義務（OQTF）の適用対象外だった特定の不法移民（入国時に13歳未満だった外国人、フランス人の配偶者など）を適用対象に組み入れる（ただし、未成年の外国人は引き続きOQTFの適用対象から除外する）。

3-3-3. 建設労働者に必要なビザ

フランス人の雇用主にとって、EU域内の労働者を雇用することは非常に気楽で容易なものであることは間違いない。EUの住人であれば、原則としてビザは不要であり、身分証明書とパスポートで国籍を証明すれば良い。また、合法的な居住を5年間継続した場合、フランスでの永住権が与えられる。これに対し、「出向労働者」は、欧州の企業に雇用され、一定期間フランスで特定の任務を遂行する者をいう。赴任が完了すると、従業員は出身国の会社に復帰する。不正行為のないよう、2018年6月28日の欧州指令により、このような従業員の権利と雇用者の義務が強化された。

欧州以外の労働者の雇用については、労働許可証（滞在許可証および労働許可証として有効なビザ、労働許可証として有効な滞在許可証、または滞在許可証と労働許可証が分離されたビザ）を所持し、フランス語が堪能である場合に限り、フランスで滞在することができる（モナコ、アンドラ、サンマリノの国籍の者は労働許可証の要件が免除される）。ただし、欧州以外の労働者を雇用する場合は、その労働者がすでにフランスに定住しているか否かによって規則が異なる。

既にフランスに居住し労働許可証を持つ外国人については、有効な労働許可証を有してい

る場合は、フランスのどの企業でも働くことができる。ただし、新しい従業員を雇用する前に、申請者が有効な滞在許可証または労働許可証を保持しているかどうかを確認する必要がある。チェックは、就労が予定されている県の県庁で実施されている。

就労許可なくフランスに滞在している外国人については、雇用する場合に、その事業所が所在する県の知事に対し、テレサービスを通じて就労許可申請書を提出する必要がある。

フランスに居住していない外国人については、外国から直接採用することはできない。労働者の出身国から労働者を呼び寄せたい場合は、労働許可証の申請に相当する「紹介手続き」を経る必要がある。この手続きには以下のような様々な段階がある。

- ポール・エンプロイ（Pôle emploi または他の職業紹介所）に求人票を提出し、紹介申込書を添付する
- 申請書は勤務先のドレエ（Dreets）に送られる
- ドレエが申請を受理すると、申請書はフランス移民統合庁（Office français de l'immigration et de l'integration）に転送され、フランス移民統合庁がメディカルチェックを行い、外国人労働者をフランスに送る。

労働許可証の有効期限は、外国人が入国してから3カ月以内の健康診断を条件とする。ただし、この期間内であれば就労を開始することができる [15]。

では欧州連合、欧州経済領域およびスイス以外の国から働きにくる場合は、どのようなビザを取得する必要があるのか。以下を参照されたい [16]。

なお、欧州経済領域（EEA）とは、ヨーロッパ連合（EU）加盟国にヨーロッパ自由貿易連合（EFTA(エフタ)）加盟のノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインを加えた自由経済圏のことである。

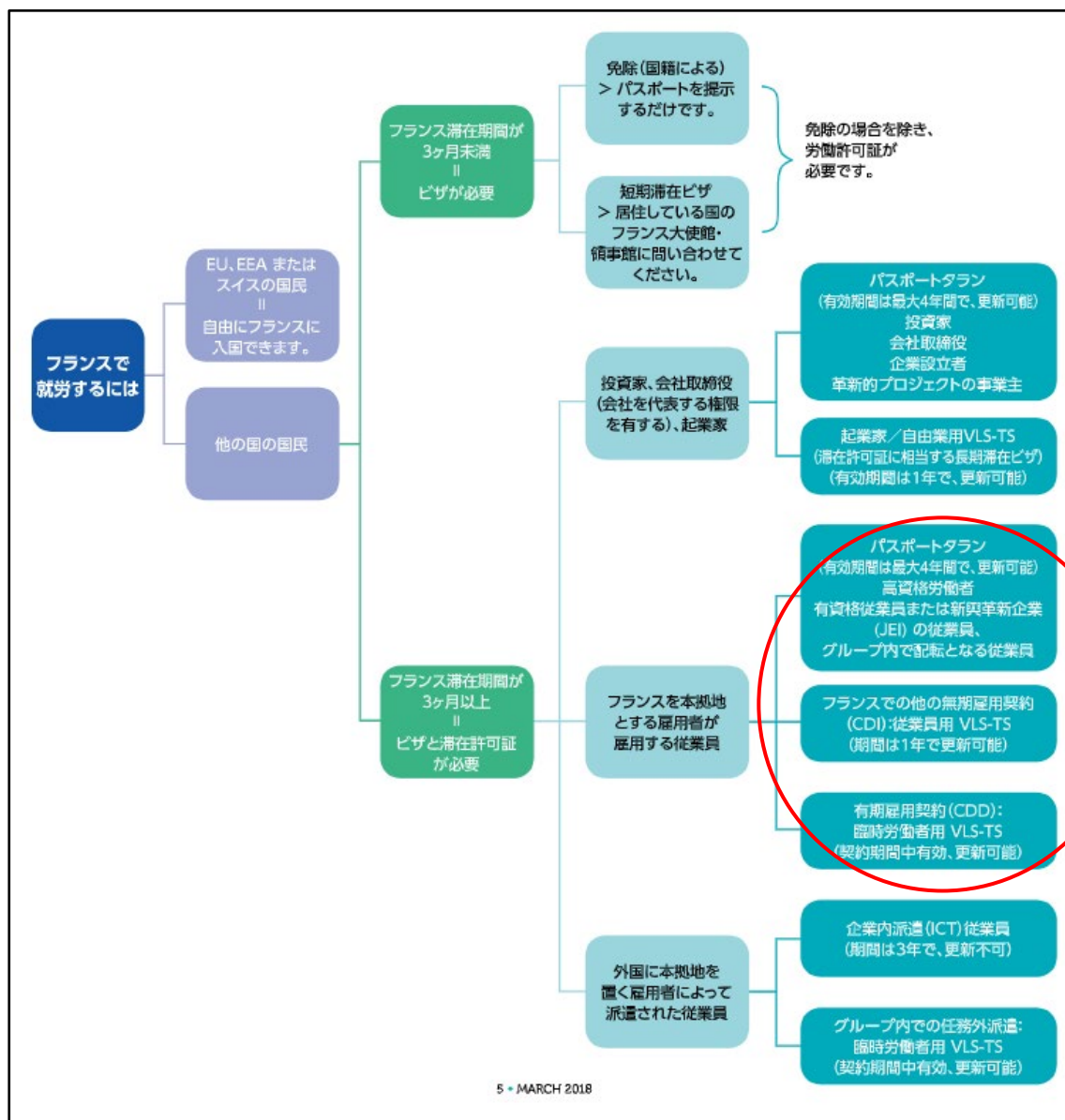


図6 フランスで必要な就労ビザ

特にフランスの雇用契約を有する従業員については、以下のようなビザが有効となる。

表 1 1 フランスの雇用契約を有する従業員に有効なビザ

地位／役職	高資格労働者
ビザ・滞在許可証	長期ビザ+「EUブルーカード」パスポートタラン 滞在許可証
滞在可能期間	4年更新可能 5年間の居住後、居住者カード取得資格を得る。
適用基準	<ul style="list-style-type: none"> ● フランスに拠点がある雇用者との間で無期雇用契約または12ヶ月以上の有期雇用契約を締結していること。 ● 3年以上の高等教育を証明する免状または5年間の類似レベルの職業経験を証明する書類 ● 2017年1月1日現在で、命令によって定められた年間平均基準総賃金の1.5倍以上、すなわち53,836.50€以上の年間報酬額を得ていること。 ● 他のEU加盟国で付与されたCBE(EUブルーカード)の所持者で、その国に18ヶ月以上滞在した者は、フランス入国後1か月以内に申請を行うことにより、この滞在許可証の発行を受けることができる。
申請方法	初回申請：申請者の居住国の大使館・領事館 更新：フランス国内の居住地の県庁
補足的手続き	なし
労働許可	複数年有効の「パスポートタラン」滞在許可証は、労働許可証に相当

地位／役職	フランスの無期雇用契約(CDI)を締結しており、パスポートタランの取得資格のない従業員
ビザ・滞在許可証	滞在許可証に相当する長期ビザ(VLS-TS)または「従業員」一時滞在許可証
滞在可能期間	12か月更新可能 5年間の居住後、居住者カード取得資格を得る。
適用基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 入国手続きの一環として、将来の活動場所の Direccte が定めているフランス法のもとでの無期雇用契約を締結していること。
申請方法	初回申請：申請者の居住国の大使館・領事館 更新：フランス国内の居住地の県庁
補足的手続き	なし
労働許可	複数年有効の「パスポートタラン」滞在許可証は、労働許可証に相当

地位／役職	フランスの有期雇用契約（CDD）を締結しており、パスポートタランの取得資格のない従業員
ビザ・滞在許可証	滞在許可証に相当する長期ビザ（VLS-TS）または「臨時労働者」一時滞在許可証
滞在可能期間	有期雇用契約の期間（更新不可）
適用基準	● 入国手続きの一環として、将来の活動場所の Direccte が定めているフランス法のもとでの有期雇用契約を締結していること。
申請方法	初回申請：申請者の居住国の大使館・領事館 更新：フランス国内の居住地の県庁
補足的手続き	フランス到着時、OFII にて健康診断 共和国的統合契約（CIR）
労働許可	必要。雇用者が、活動場所の Direccte の地方雇用当局に申請書類を提出。

フランスでの就労については、予定滞在期間が12ヶ月未満の全ての滞在については、大使館・領事館が、滞在理由に応じた「滞在許可証に相当する長期滞在ビザ（VLS-TS）」を発行する。このビザは3ヶ月を超え12ヶ月未満の期間について申請者の居住を許可する。場合によっては賃金労働者または非賃金労働者としての就労も許可する。12ヶ月を超える滞在用に、2016年11月から新しい滞在許可証が導入された。それが「パスポートタラン」と「企業内派遣 ICT」「フレンチテックビザ」である。「パスポートタラン」は外国の投資家、起業家、企業役員および従業員向けの滞在許可証である。有効期間は4年で、更新可能となる。また、フランス独自のビザである「パスポートタラン」の他に、高度人材の永住許可目的の「EU ブルーカード」という EU から発行されるビザがある。EU ブルーカードの対象となるのは、高資格、高学歴、専門職の非 EU 住民のみである。ただし上記のいずれのビザも、建設労働などに携わるブルーカラーワーカーとは関係ないものと思われる。

3-3-4. RIC プログラムと言語教育

フランスでは、移民を仕事に就業させるために以下のような RIC プログラム [17]がある。RIC プログラムは受け入れ・統合契約（RIC: The reception and integration contract）の略であり、新たにフランスに到着した移民の統合を支援するための制度である。移民がフランス社会に適応し、統合するための支援を目的とする。

RIC プログラム

欧州連合外からの新規到着者（学生を除く）は、最初の居住許可が発行される際にフランス政府と正式な合意を結ぶ必要がある。この受け入れ・統合契約（RIC: The reception and integration contract）は2006年の移民法で導入され、2007年に義務化された。この契約

はフランス政府と移民の間に「信頼と相互の義務の関係」を確立し、移民の個人的責任を強調している。具体的な内容としては、

- 契約の署名→移民が最初の居住許可をとる際に、地元の OFII（フランス移民・統合局）オフィスで RIC に署名する。この契約には、移民とフランス政府との間で「信頼と相互の義務の関係」を確立することが含まれる。契約の初期期間は1年で、必要に応じてさらに1年間延長可能。契約条件に従わない場合、居住許可の更新が拒否されることがある。
- 言語能力評価→契約署名時にフランス語能力が評価され、必要に応じて言語訓練が義務づけられる。（次頁参照）
- 市民情報セッション→移民はフランスの主要な政治機関や共和主義の価値観（男女平等、世俗主義、権利と自由）についての情報セッションに参加する。また、行政手続き、公共サービス、住宅、育児、仕事探しなどの実用的な問題に関する「フランスでの生活」についてのセッションもある。
- 個別スキル評価→仕事を持たない移民に対しては個別スキル評価が行われ、必要に応じてさらなる訓練や支援が提供される。
- 居住許可の更新→言語訓練やその他の契約条件を守らない場合、居住許可の更新が拒否される場合がある。

RIC は移民統合政策の主要なプラットフォームとして機能し、内務省の DAAEN が調整を行っている。DAAEN の主な活動領域は言語訓練、雇用、帰化の3つであり、これらは3つの異なる局によって監視されている。

言語トレーニング

1. RIC 加盟国への語学研修の義務化

言語テストに不合格となった移民には、RIC 署名インタビュー時に義務的な言語訓練が課される。この訓練は、移民の母国語や教育水準に応じて最大400時間、2年（特別な場合は3年）にわたって行われる。このプログラムの利点は、フルタイムの仕事を持つ人にも対応できるように設計されており、夜間や土曜日のコースも提供されている。この訓練は基本的かつ一般的な内容であり、RIC 署名者のうち、言語訓練を受けるのはわずか4分の1に過ぎない。また、訓練は A1.1 レベルを目指しており、多くの雇用や訓練プログラムにアクセスするには不十分なものである。平均して、移民は260時間の訓練を受けており、フランス上院は一人当たりの平均費用を1,450ユーロと見積もっている。この言語訓練は資格取得のためのテスト準備を目的としており、このテストに合格することが居住許可の更新の前提条件となっている。テストはフランス語の口頭能力のみを評価する。OFII は言語訓練を提供するが、地元や全国の公的および私的機関に委託している。2011年には「フランス統合言語」

（FLI）という品質ラベルが導入され、欧州共通参照枠に対応した言語統合フレームワークが設けられた。OFII はまた、RIC 設立前にフランスに到着した移民に対しても任意で言語訓練を提供している。2011 年には約 20,187 人の移民がこれらの訓練プログラムの恩恵を受けた。フランス市民権を取得したい EU 国民もこれらのコースにアクセスできるが、第三国出身の移民が優先される。

2. 出国前の言語政策

政府は、家族と一緒にフランスに来ようとする移民に対する言語能力の要件を引き上げた。家族と合流することを希望する移民は、出身国で言語テストを受けなければならない。このテストの結果、無料で提供される言語訓練を受ける必要があるが、訓練は 2 か月以内に完了しなければならない。また、フランス共和制の価値観に関する追加訓練が必要かどうかを決定するためのテストも受けなければならない。これらのプログラムは主に国際 OFII オフィスや領事サービスを通じて組織されている。ビザの取得は訓練の受講登録が条件であるが、最終テストの結果はビザに影響しない。言語レベルが不十分な移民は、フランス到着後も言語訓練を継続しなければならない。

3. 近隣言語政策

言語訓練は、RIC プログラムとは別に、多様な公的、私的、市民社会の団体（非営利組織、協会、社会センターなど）によっても提供されている。特に、恵まれない地域で一般的であり、新しく到着した移民を対象としているわけではない（一部のプログラムは女性や第二世代の子供を対象としている）。これらのプログラムの一部は、内務省によって社会言語学ワークショッププログラム（ateliers socio-linguistiques）の枠内で直接資金提供されている。他のプログラムは、主に社会的統合機関である L'Agence Nationale pour la Cohésion Sociale (Acisé) によって都市政策プログラムを通じて資金提供されている。

4. 言語政策の効果

言語コースの評価はまれだが、内務省 (MoI) による最近の研究は、訓練を受けたグループ、訓練を受けていないグループ、対照グループの 3 つのグループの結果を追跡を試みた。この分析では、RIC 後の訓練の効果は限定的であることが判明した。移民の言語能力を説明するのは訓練よりも出身国の方が重要であり、入国ステータスも大きな影響を与えていることが分かった（難民や家族と再会するために来た人の言語能力が低い傾向）。訓練に参加した人のうち、70%はフランス語の書き方を学ぶには不十分であり、62%はフランス語の話し方を学ぶには不十分であると答えた。

一方で、INSEE の研究では、移民の間で言語および職業訓練の受講率が明らかに増加していることが示されている。

3-3-5. 建設現場とフランス語（モリエール条項）

前項で欧州以外の労働者の雇用については、「労働許可証を所持し、フランス語が堪能である場合に限り」とあるが、フランスでは労働契約や公共事業契約に関する規定の一部に労働者の言語要件を求める「モリエール条項（clause Molière）」というものがある。具体的には、公共事業に従事する労働者がフランス語を話せることを求める条項である。これは「労働者の保護と地元雇用の支援」を目的とした措置であるとされる。なぜなら建築現場や公共工事現場の安全規則はフランス語で書かれているため、それを確実に適用するのはプロジェクト・オーナーの責任であり、まずはそれを理解させることが第一であるという理由である。したがって、モリエール条項は、公共契約の入札公告に条項を盛り込むことによって、公共工事現場でのフランス語の使用を強制するものであり、従業員がフランス語を話せない場合、会社は通訳を呼ばなければならない。この条項の目的は、さまざまな関係者間のコミュニケーションを改善することであり、特に安全面や作業遂行面を改善することにある。

最初にモリエール条項を導入したのは、フランスのアングレーム市(La ville d'Angoulême)である。政府によれば、この条項の主な目的は、出向労働者との競争から「労働者を保護し、地元雇用の支援する」ことであるという。2016年4月1日、労働法の改正案がヤニック・モロー議員によって社会問題委員会に提出され、同議員は、出向労働者に関する労働法L1262-2に、「従業員保護のため、すべての出向労働者はフランス語を話し、理解しなければならない。これができない場合、使用者は通訳の費用を支払わなければならない」とする修正案を提出した。結局、この過激な修正案は支持されず、修正案作成者が議会に呼ばれた際にも擁護されなかった [18]。

2017年2月9日、オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ地域圏は、ローラン・ヴォーキーズ大統領の呼びかけにより、同地域圏が元請けとなっている建築現場にモリエール条項を導入することを採択した [19]。

2017年3月9日、イル・ド・フランス地方議会は、VSE および中小企業の公共契約へのアクセスを改善することを目的とした一連の措置を採択した。採択された措置の中には、「すべての労働者がフランス語を理解し、話すことを保証し、それが不可能な場合は通訳の同席を義務付ける」ためのモリエール条項の導入も含まれていた [20]。

モリエール条項の適用により、フランス国内で働く移民にとって言語要件のハードルが増し、公共事業に参加する機会が制限される可能性がある。また、フランス語能力を条件とされることで、特定の技能を持つ外国人労働者でも言語の壁によって雇用機会が減少する可能性がある。また、安全衛生教育を含めた訓練についても、フランス語以外の言語での教育が期待できず、移民への教育という意味では効果的な教育訓練が生まれていかない可能性がある。

4. 結論

本研究は、フランスにおける移民労働者の労働安全衛生教育の実態とその課題を明らかにすることを目的とし、法制度の分析、関連機関の役割の検討、及び移民労働者の現状に関する調査を行った。その結果、フランスの労働法典において雇用主に対する労働安全衛生教育の義務が明確に規定されており、特に高リスク労働者や短期雇用者に対する強化訓練が義務付けられていることが確認された。また、INRSをはじめとする専門機関が、多様な訓練プログラムを提供し、労働安全衛生教育の普及に貢献している。

フランスの施策は「フランス語の習得を求める」という意味で、アメリカ、EU等と一線を画す。特に、フランス語が一定程度話すことができなければ建設現場に入れることも許可されないという「モリエール条項」は、我が国にはない思い切った施策である。ただし、フランスでは RIC プログラムによる無料の言語トレーニングが、かなりの時間数提供されていることが特徴である。

6. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

7. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

8. 引用文献

引用文献

1. **MGG LEGAL.** OCCUPATIONAL HEALTH AND SAFETY: FRENCH EMPLOYMENT LAW REQUIREMENTS. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://mgglegal.com/en/health-and-safety-requirements-in-france/>.
2. **独立行政法人労働政策研究・研修機構.** 労働政策研究報告書 No. 39 「諸外国の労働契約法制に関する調査研究」報告書. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.jil.go.jp/institute/reports/2005/039.html>.
3. **INRS.** OSH system in France. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.)

<https://en.inrs.fr/prevention-in-france/osh-system-in-france.html>.

4. -. Formations 2025. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.)

<https://www.inrs.fr/dms/inrs/CataloguePapier/ED/TI-ED-1472/ed1472.pdf>.

5. -. Formations et stages. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.)

<https://www.inrs.fr/services/formation.html>.

6. -. Training. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://en.inrs.fr/our-activities/training.html>.

7. -. Train-the-trainer approach. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.)

<https://en.inrs.fr/our-activities/training/train-the-trainer-approach.html>.

8. -. Formations confiées à des organismes habilités. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.inrs.fr/services/formation/demultiplication.html>.

9. -. LISTE DES ORGANISMES DE FORMATION HABILITÉS PAR LE RESEAU ASSURANCE MALADIE RISQUES PROFESSIONNELS/INRS. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.)

<https://www.inrs.fr/dms/inrs/PDF/organisme-habilite-echafaudage-pied/organisme-habilite-echafaudage-pied.pdf>.

10. **Le Monde**. Immigrants in France are becoming more diverse but still face greater economic challenges. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.)

https://www.lemonde.fr/en/france/article/2023/03/31/immigrants-in-france-are-becoming-more-diverse-but-still-face-greater-economic-challenges_6021311_7.html.

11. **Insee**. L'essentiel sur... les immigrés et les étrangers. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212>.

12. **European Commission**. Immigrés et descendants d'immigrés en France. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) https://migrant-integration.ec.europa.eu/library-document/immigres-et-descendants-dimmigres-en-france_fr.

13. **MartiniManuela**. Un besoin permanent de migrants. (オンライン) http://www.constructif.fr/bibliotheque/2006-10/un-besoin-permanent-de-migrants.html?item_id=2744.

14. **日本貿易振興機構**. 外国人労働者の受け入れ拡大目指す移民法公布 (フランス). (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/02/8200e4ac00287c81.html>.

15. **OPPBT**. Recruter des travailleurs étrangers : les règles à respecter. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) https://www.preventionbtp.fr/ressources/focus/recruter-des-travailleurs-etrangers-les-regles-a-respecter_PcxxdGo8jx2vjWPFv27Jik.

16. **Business France**. Welcome to France: a guide for incoming talent. (オンライン) https://www.welcometofrance.com/app/uploads/2019/10/DB_Business_Livret-

2_japonais_2017.pdf.

17. **SafiMirna**. Shifting Focus: Policies to Support the Labor Market. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://sciencespo.hal.science/hal-03460220/file/franceempl-policy.pdf>.
18. **ASSEMBLÉE NATIONALE**. AMENDEMENT N° AS410. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.assemblee-nationale.fr/14/amendements/3600/CION-SOC/AS410.asp>.
19. **20minutes**. «Clause Molière»: Laurent Wauquiez va à son tour imposer le français sur les chantiers d’ Auvergne-Rhône-Alpes. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.20minutes.fr/societe/2012087-20170210-clause-molier-laurent-wauquiez-va-tour-imposer-francais-chantiers-auvergne-rhone-alpes>.
20. **Le Moniteur**. Clause Molière : en Ile-de-France, Valérie Péresse persiste et «assume». (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.lemoniteur.fr/article/clause-molier-en-ile-de-france-valerie-pecresse-persiste-et-assume.716879>.
21. **European Agency for Safety and Health at Work**. Workplace minimum requirements and EU OSH legislation. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://oshwiki.osha.europa.eu/en/themes/workplace-minimum-requirements-and-eu-osh-legislation>.
22. **中央労働災害防止協会**. COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work (89/391/EEC). (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) https://www.jisha.or.jp/international/topics/pdf/202103_03_02.pdf.
23. **RuiuPaolo , CimmutoDelAngela**. Occupational Safety and Health Training according to EU-OSH legislation. , : Senses Sci, 2018. ページ: 505-516.
24. **佐藤智典**. 労働安全衛生指令 89/391/EEC の概要. (オンライン) 株式会社 e・オータマ. (引用日: 2025年3月13日.) <https://www.emc-ohtama.jp/emc/doc/osh-directive-89-391-eec-explained.pdf>.
25. **European Union law**. DIRECTIVE 2009/104/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2009/104/oj/eng>.
26. -. Directive 2001/45/EC of the European Parliament and of the Council of 27 June 2001. (オンライン) (引用日: 2025年3月13日.) <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX%3A32001L0045>.
27. **NAPO**. Napo in the workplace. (オンライン) <https://www.napofilm.net/en/learning-with-napo/napo-in-the-workplace>.
28. **European Commission**. Health and Safety at Work is everybody’ s business

practical guidance for employers. 2022.

29. -. Health and Safety at Work is everybody' s business practical guidance for employers. 2022.

30. **NAPO**. The Napo Story. （オンライン）（引用日： 2025 年 3 月 13 日.）
<https://www.napofilm.net/en/about-napo/napo-story>.

31. **ArboNed**. Risico-inventarisatie en -evaluatie (RI&E). （オンライン）（引用日： 2025 年 3 月 13 日.） <https://www.arboned.nl/diensten/risico-inventarisatie-en-evaluatie-rie>.

32. **OiRA**. About OiRA. （オンライン）（引用日： 2025 年 3 月 13 日.）
<https://oira.osha.europa.eu/en/about-oira>.

